

第二次

八雲町子どもの読書活動

推進計画(素案)

令和5年度 ▶ 令和9年度



八雲町教育委員会

I. 第二次八雲町子どもの読書活動推進計画について

1. 計画策定の趣旨とその背景

国は平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{※1}に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、5年ごとに見直しを行っています。また、同法律および計画に基づいて、道も平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しました。以降、道内の市町村においても計画の策定が進み、八雲町も平成30年度に「八雲町子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書活動の推進を行ってきました。

この5年間に、新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式の確立、GIGAスクール構想^{※2}による児童生徒の1人1台端末の配布などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しました。中でも社会全体の情報化は様々なメディアの発達・普及を背景にますます進み、利便性が向上する一方で、子どもの読書離れや本を通じた親子のコミュニケーション活動の減少なども指摘されています。

子どもにとって本を読むことは、多くの言葉や豊かな表現力を身につけたり、考える力を育みながら感性を磨き上げたりと、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

第二次計画はこれまでの取組を振り返るとともに、社会の変化や国・道の動向も踏まえ、読書活動を通じて八雲町に暮らす子どもたちの健やかな成長を支えることを目的とし、策定するものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3. 読書活動の対象

本計画における「読書活動」の対象は、活字その他文字を用いて表現された図書などを言い、紙での資料はもとより、ICT環境の整備に伴う電子情報へのアプローチも増えつつある状況を想定し、電子書籍などの電子資料^{※3}も対象とします。

4. 計画の対象と各期の特徴

この計画は、0歳からおおむね18歳を対象とします。また、子どもの読書活動は発達段階に応じて取り組むことも重要であると捉え、この間を乳幼児期（本に出会う）、小学生期（本に親しむ）、中学生期（本から学ぶ）、高校生期（本と生きる）の大きく4つの期間に分けて、各期における特徴に応じて推進します。

5. 成果と課題

- (1) 小学生の1カ月当たりの読書量は前回の調査から大きな変化はなく、0冊と回答した割合もほとんど変化はありませんでした。しかし、特に小学1年生で1カ月間の読書量が0冊と回答した割合が前回より増加傾向にあり、小学校入学前、乳幼児期の読書推進の必要性が改めて重要と考えられる結果となりました。実際に保護者への調査では、家庭での読み聞かせの実施は前回調査から減少しており、家庭での読書活動がその後の読書活動に少なからず影響していると考えられます。今後も、幼稚園・保育園やその他子育て関係機関との連携を図りながら、家庭での読書推進に向けて継続した取組が必要です。中・高校生の1カ月当たりの読書量については前回の調査同様0冊と回答した割合が多く、学年が上がるにつれ本に触れる機会が減っていく傾向がみられることから、読書習慣の定着に向けた取組の継続が必要です。
- (2) 一方で、町立図書館における児童書の利用については、年間の1人当たりの利用冊数は過去5年間を見ると2.25冊のプラスとなっていました（参考資料参照）。図書館としては、利用頻度の多い子どもには現状を維持できるよう、頻度の少ない子どもには図書に親しむ機会づくりを図り、成長過程に即した読書活動を促す働きかけに努めていくことが必要です。
- (3) 町立図書館、学校図書館（室）の利用については、「使わない、使ったことがない」と回答した割合が小学生、中・高校生いずれにおいても増加していました。コロナ禍における施設利用制限の影響が混在しつつも、遠隔地にある小・中学校の児童生徒の町立図書館への来館は距離的に限界もあり、巡回図書に加え、身近にある学校図書館（室）の整備を図りながら、児童生徒の利用しやすい読書環境の充実を進めていくことが重要です。

上記の課題が見られることから、改善に向け本計画の数値目標を次のとおり掲げます。

【第二次八雲町子どもの読書活動推進計画 数値目標】

	現状	目標
(1) 1カ月の読書量が0冊と回答した児童生徒の割合	小学生 12.6% 中・高校生 15.0%	小学生 10%以下 中・高校生 10%以下
(2) 八雲町立図書館における児童1人当たりの児童書年間貸出冊数	過去5年平均 8.25冊	令和4年度～8年度平均 10冊以上
(3) 学校図書館（室）に行かないまたは行ったことがないと回答した児童生徒の割合	小学生 22.9% 中・高校生 52.8%	小学生 15%以下 中・高校生 40%以下

注1：ここでの児童とは図書館システムの仕様により、0歳から12歳までの利用者のことをいいます。

◎読書についてのアンケート

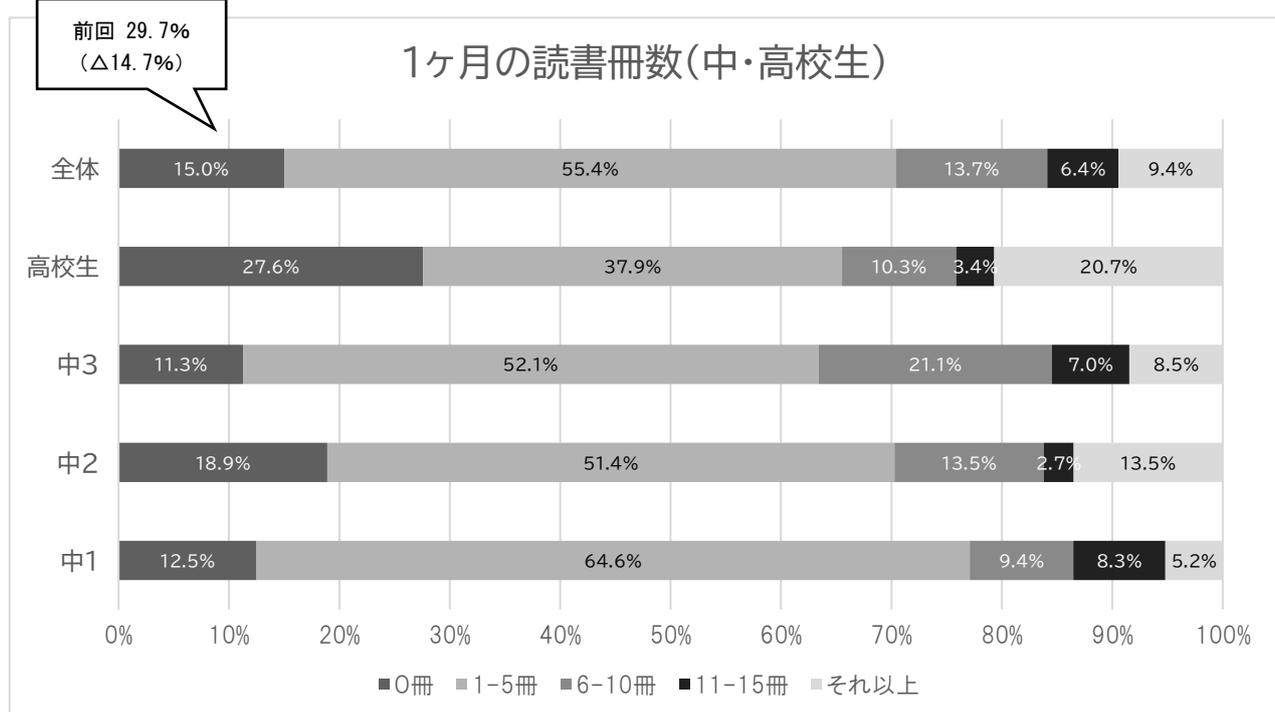
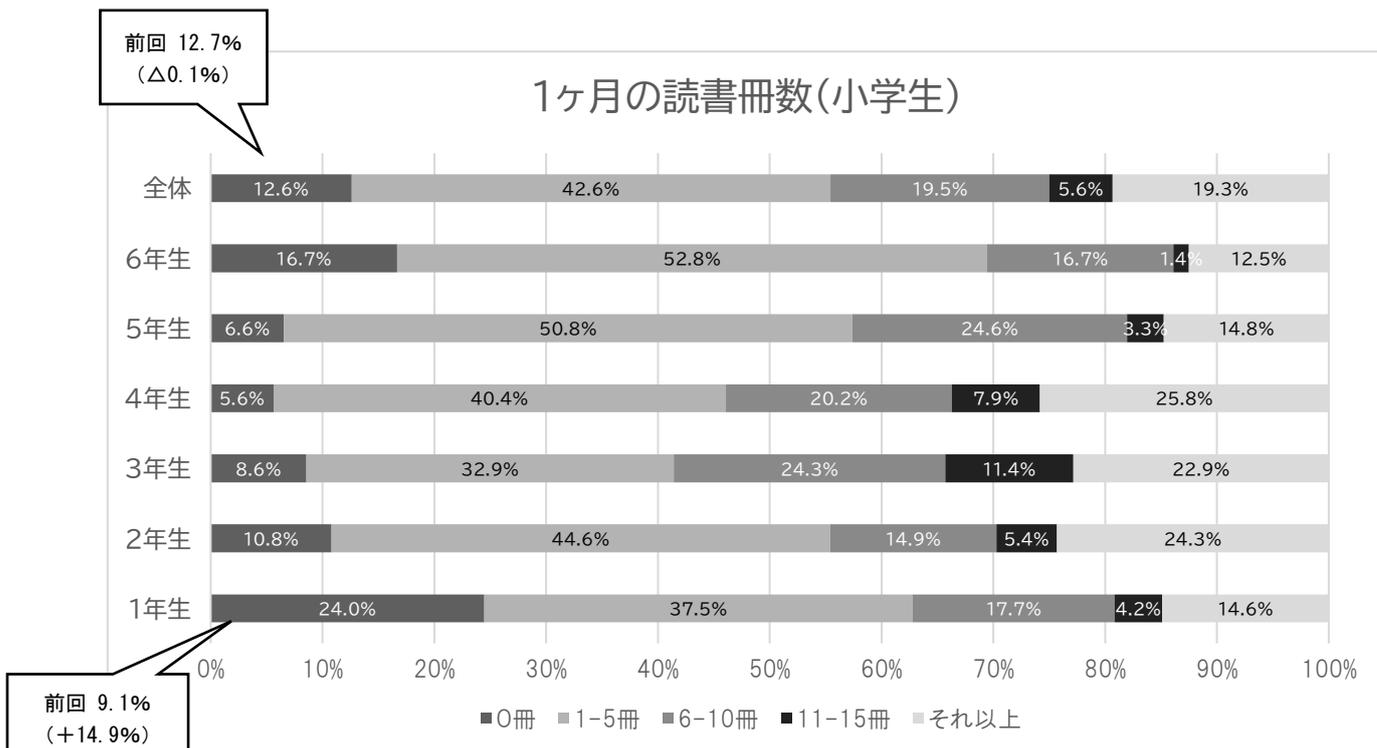
【対 象】町内学校に通う児童生徒、町内幼稚園保育園に通う幼児の保護者

【回答期間】令和4年（2022年）7月4日～22日

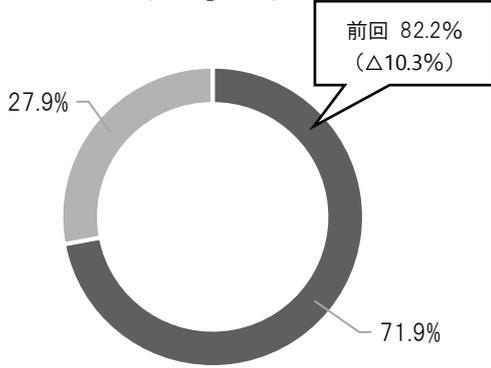
【実施方法】インターネットを利用したWebアンケート※4
（一部小学校の1年生のみ紙アンケートで実施）

【回 収 数】小学生 463（回収率 73.8%）／中学生 204（回収率 64.8%）

高校生 29（回収率 11.9%）／保護者 57（回収率 19.1%）

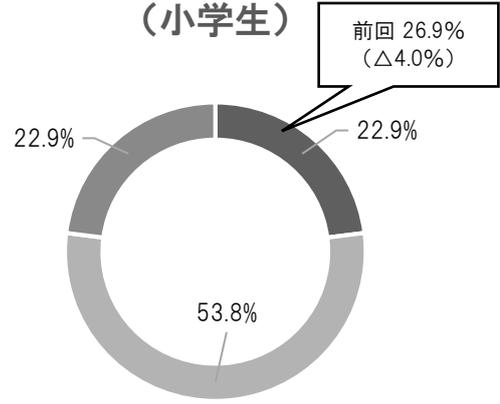


町立図書館の利用について (小学生)



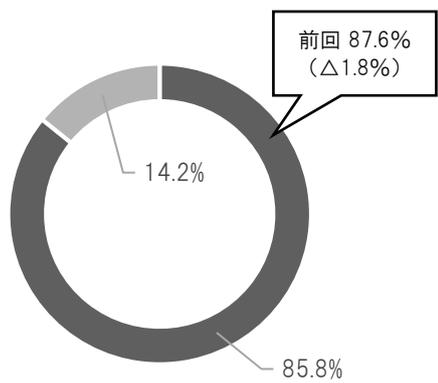
■使ったことがある ■使ったことがない

学校図書室の利用について (小学生)



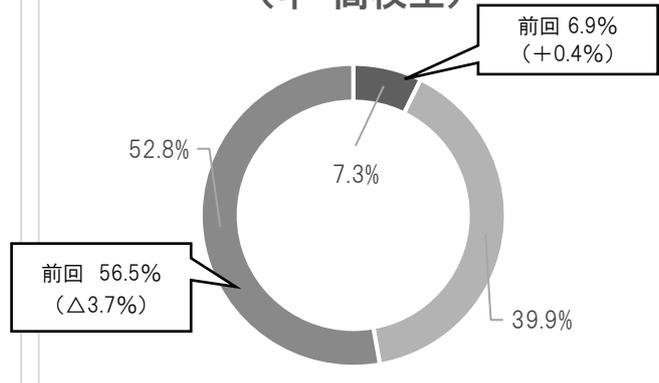
■よく行く ■ときどき行く ■行かないまたは行ったことがない

町立図書館の利用について (中・高校生)



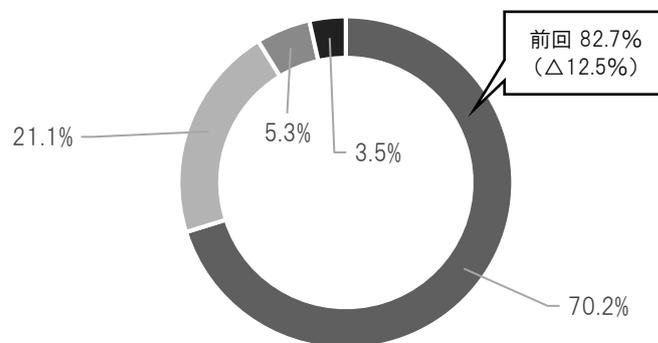
■使ったことがある ■使ったことがない

学校図書室の利用について (中・高校生)



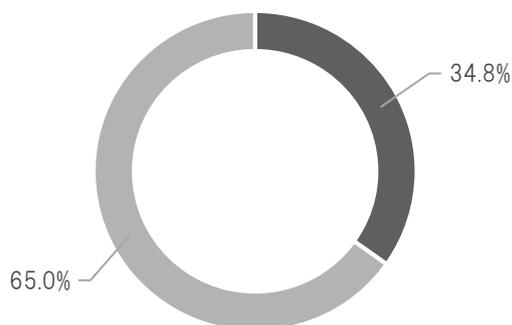
■よく行く ■ときどき行く ■行かないまたは行ったことがない

子どもへの読み聞かせについて(保護者)



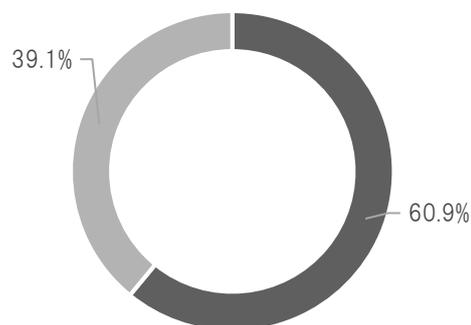
■関心があり行っている ■関心はあるが行っていない ■関心がない ■その他

電子書籍の利用について (小学生)



■ 利用したことがある ■ 利用したことはない

電子書籍の利用について (中・高校生)



■ 利用したことがある ■ 利用したことはない

〈参考資料〉

◎八雲町立図書館における過去5年間の児童書及び児童利用者^{※1}の実績

		貸出数 (冊)	利用者数 (のべ人数)	1人あたりの 利用冊数	1人あたりの利 用冊数 (全体)
平成 29 年度	本館	28,917	3,472	8.32	6.94
	巡回図書	6,486	1,628	3.98	
平成 30 年度	本館	24,695	2,587	9.54	7.54
	巡回図書	5,993	1,479	4.05	
令和元年度	本館	24,999	2,493	10.02	8.16
	巡回図書	5,799	1,280	4.53	
令和 2 年度	本館	19,113	1,312	14.56	9.46
	巡回図書	6,114	1,354	4.52	
令和 3 年度	本館	21,500	1,619	13.27	9.19
	巡回図書	6,945	1,477	4.70	

II. 家庭、図書館と地域、学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域と図書館、学校等を通じた社会全体での取組が必要となります。それぞれの担う役割を果たしながら相互に連携・協力して、子どもが読書に親しみ、興味を持って本に触れる環境を身近に整え、主体的な読書活動ができるように推進していくことが重要です。

1. 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の家庭生活の中から育まれます。そのため家庭での読書環境づくりや読書の奨励は大切です。また、コロナ禍の外出制限等による家庭時間の充実を図るの一助として、家庭での読書活動をサポートする有効なサービスとなる、図書提供の取組を進める必要があります。

【具体的な取組】

- (1)ブックスタート事業^{※5}として乳児相談時に絵本とブックリストのセットを提供し、絵本を通じた親子のコミュニケーションを深める機会づくりに努めます。
- (2)ブックスタート事業のフォローアップとして、ブックスタート絵本の利用度や読み聞かせに関する保護者へのアンケート調査を行い、家庭での読書活動の推進に活用します。
- (3)保健師や子育て支援センターとも連携を図りながら、家庭での読書活動に向けた情報提供や、読み聞かせの実演・事例紹介などを随時行います。
- (4)子どもと親子に関するイベントの情報提供を継続的に行います。

2. 図書館と地域における子どもの読書活動の推進

図書館は子どもが家庭や学校以外で読書を楽しんだり学習したりすることができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。そのため関係機関や地域のボランティアとも連携しながら、誰もが活用できるまちづくりの拠点としての活動が求められます。

【具体的な取組】

- (1)成長段階に応じた児童図書の充実を図ります。また、収集した資料を適宜活用し展示等を行うことで、子どもたちの興味関心を促し手に取ってもらえるように努めます。
- (2)例月行事など様々なイベントを定期的・継続的に実施することで図書館への来館を促し、図書館自体への興味関心を持ってもらえるように努めます。また、イベントを通じて読書意欲の向上を図ります。
- (3)児童生徒の読書に対する興味関心を引き出す機会のひとつとして、読書感想文・感想画コンクールを継続して開催します。
- (4)学校・幼稚園・保育園・学童保育所等への団体貸出や、遠隔地拠点への巡回図書による図書提供など、すべての子どもが本を利用できる機会の拡充に努めます。
- (5)関連ボランティア団体と連携した読み聞かせ会等を実施することで、本に親しむ機会づくりの拡充に努めます。また、ボランティア団体の『活動拠点としての図書館の利用』など、ボランティア活動をより活発に行えるためのサポートを積極的に行います。
- (6)学校と連携し、学校図書室担当者への研修会の開催や読み聞かせへの図書館職員の派遣、学校図書室の運営相談、大量貸出など、学校の図書環境の整備・充実を積極的にサポートします。

3. 学校等における子どもの読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけるため、発達段階に応じた読書活動が重要です。また、情報化社会が進む中で正しい情報を取捨選択できる能力の育成が重要であることから、1人1台端末と学校図書館(室)を活用した学習による、より望ましい情報活用能力を育成することが必要です。

【具体的な取組】

- (1)保育士や教職員による読み聞かせにより、本に親しみ、本をより身近に感じられるような

体験づくりを行います。

- (2) 朝読書などで継続的に本に触れる機会を確保し、子どもたちの自主的な読書習慣の確立を推進します。
- (3) 委員会活動に協力し、子どもたちが互いに啓発しあえるような自主的な読書活動をサポートします。
- (4) 1人1台端末と学校図書館（室）を活用した学習による、情報活用能力を育成する活動を進めます。
- (5) 読書への興味関心を引き出すきっかけとして、町立図書館主催の読書感想文・感想画コンクールへの積極的な参加を呼びかけます。

Ⅲ. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備

子どもが身近なところで読書が出来る環境づくりも読書活動の推進を図る上で重要となります。本と出会い、読書を楽しむ場所として地域の中核的な役割を果たす公共図書館や、学校教育における自発的・主体的な学習活動を支援し、自由な読書活動や読書指導の場として積極的な活用が期待される学校図書館（室）では、蔵書内容の充実とあわせて、配架等の閲覧環境の整備が図られた有効な図書スペースの確保が必要となります。

1. 図書館と地域における読書環境の整備

読書活動の中心的な役割を果たす町立図書館は、資料の整備・充実に努めることはもとより、地域ボランティアの活動のサポートなど、情報提供サービスの環境整備を図る必要があります。また、情報化社会の進展に併せて将来的には電子書籍の導入も含めた検討を行い、常に利用者のニーズを把握し応えていくことも重要です。

さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法^{※6}）が施行されたことから、バリアフリー図書についても充実に図りながら、すべての人が利用しやすい環境の整備に努めることが大切です。

【具体的な取組】

- (1) 社会の変遷の中で常に新しく正確な情報提供を行えるよう、豊富で多様な図書資料の収集・整理・保存に努め、配架の工夫・展示企画の実施などにより利用者へ情報提供機能の強化を図ります。
- (2) 管轄地域の広さを踏まえ、図書館から遠隔地に居住する子どもたちにも多彩な図書に触れる機会を提供できるよう、管内の各学校・幼稚園・保育園・学童保育所・地域商店などを拠点として巡回図書を実施し図書提供の拡充に努めます。
- (3) 図書館だより・ポスター・チラシなど紙媒体での情報発信に加え、町ホームページの更新やLINE 配信などのデジタル媒体も活用することで、積極的かつスピーディーに、充実した情報の発信を進めます。
- (4) バリアフリー図書についても充実に図りながら、すべての人が利用しやすい書籍や設備の整備に努めます。
- (5) 電子書籍の導入について検討を行います。

2. 学校等における読書環境の整備

幼稚園・保育園等においては、幼児が様々な本と出会う事のできる読書環境を整備することが望めます。

学校図書館（室）は、児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動をサポートする「学習センター」としての機能、そして、児童生徒の情報収集活用能力を育成する「情報センター」としての機能が求められています。学校図書館図書標準^{※7}に照らして資料整備を図りながら、配架に工夫を凝らすなど子どもの活用しやすい読書環境に努めることが必要です。

また、1人1台端末が導入されたことにより端末だけで学習活動や情報収集を完結させるのではなく、学校図書館（室）の資料と正しい情報を適切に活用する資質能力の育成が求められます。

【具体的な取組】

- (1) 対象となる子どもの年齢に応じた資料の収集を積極的に行い、学校図書館図書標準に照らしながら図書の整備充実を図ります。
- (2) 限られたスペースや資料が有効に活用されるよう、児童生徒の委員会活動等の参画を得ながら学校図書館（室）の整備を行い、子どもたちの読書意欲を促し興味関心を引く読書環境の整備・充実を図ります。
- (3) 町立図書館のサポート事業を有効的に活用し、学校だけでは難しい運営や利活用などについて相談するなど、よりよい環境整備に役立てます。

IV. 図書館と関連施設との連携・協力

子どもの主体的な読書活動を推進するうえで、町立図書館と学校図書館（室）をはじめとした関係機関が個々の活動の枠を越え、連携・協力しながら相互支援の促進・普及を図り、子どもたちがより多くの本に出会う機会を拡充させることが必要です。

1. 幼稚園、保育園、学童保育所などの児童関連施設との連携・協力

- (1) 資料の大量貸出や大型絵本の貸出など個別の事案や依頼に柔軟に対応し、読書活動の推進と支援を行います。
- (2) 巡回図書により、多くの本に触れる機会を提供します。

2. 学校図書館(室)との連携・協力

- (1) 学校図書館（室）担当者に向けて図書館で実施している学校支援事業についての案内を行い、支援体制を確立します。また、読書活動に関連した研修も行き、担当者のスキルアップにつなげます。
- (2) 読み聞かせ職員の派遣や図書室の整理、運営相談、大量貸出など、各学校からの様々なニーズに対応します。
- (3) 特に遠隔地の学校における巡回図書により、多くの本に触れる機会を提供します。
- (4) 児童生徒の図書館見学、職場体験などを積極的に受け入れ、本と読書に興味関心を持って

もらう機会の拡充に努めます。

3. 子育て支援センター、シルバープラザなど、子育てに関する関連施設との連携・協力

- (1) 保健師と連携・協力して、乳幼児相談の際にブックスタート事業を実施し、家庭での読書習慣に繋がる取組を促進します。また、ブックスタートのアフターフォロー調査として、保護者に対してブックスタート絵本の利用や読み聞かせ等に関するアンケート調査を共同で行い、家庭での読書活動の推進のために活用します。
- (2) 『子育てサロン』等において読み聞かせ事業を行い、図書館を活用してもらうきっかけ作りを行います。
- (3) 『ほっとママの会』などの保護者向けの事業においては、読み聞かせや家庭での読書活動について紹介し、家読^{うちどく^{※8}}の推進活動を行います。

4. 北海道立図書館との連携・協力

- (1) 北海道立図書館が実施する学校を対象とした支援事業を有効に活用し、より多くの本に触れる機会が提供できるよう利用を促進します。

V. 子どもの読書活動の啓発・広報

読書への関心を深める機会が容易に得られ活用されるよう、子どもの積極的な読書活動を促し、意欲向上に働きかける取組や行事等の情報について広く収集・発信を行い、啓発広報の推進に努めることが重要です。

1. 「子ども読書の日」などの読書啓発広報の推進

- (1) 「子ども読書の日」^{※9}「こどもの読書週間」^{※10}をはじめとする全国展開の読書活動啓発事業について啓発用ポスター等の掲示や配布を行い、本に接する機運が高まるよう情報提供に努めます。

2. 図書館行事等の情報発信

- (1) 読み聞かせ会やおたのしみ会などの児童を対象とした事業について、ポスターの掲示やチラシの配布といった紙媒体での周知とともに、町ホームページやLINEの配信などのデジタル媒体も活用し、より多くの人へ情報を発信します。
- (2) 例月の「図書館だより」の発行や長期休業前の「としょかんだよりとくべつごう」の発行など、新刊案内を含めた定期的かつ継続的な情報提供により、読書に関心を持ってもらうための啓発活動の推進を図ります。

【用語解説】

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を目的とした法律。

※2 GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目指した文部科学省の施策。

※3 電子資料

CD-ROMやネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等の資料。例：CD-ROMに収録された絵本、タブレット端末等に保存されている小説など

※4 Webアンケート

インターネットのWeb上に、限定公開で作成したアンケートにアクセスできる二次元コードを対象者に配布。小・中学校については1人1台端末で配布されているChromebookからアクセスしてもらい回答。また、高校生・保護者については任意の端末からアクセスし回答をもらった。

※5 ブックスタート事業

赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本と読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタートパックを無料で手渡す事業のこと。八雲町では、八雲地域は毎月の9か月検診の際、熊石地域では年に1回実施をしている。

※6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

※7 学校図書館図書標準

公立の義務教育学諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数で、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。

※8 家読（うちどく）

家庭での読書を通じて、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。

※9 「子ども読書の日」

毎年4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。

※10 「子どもの読書週間」

毎年4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨の下、昭和34年に社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。